■ 町民参画手続の実施状況 (平成29年度実績)

対象期間: 平成29年4月1日~平成30年3月31日

| (| 1 | ١ | パブ | Hwy | クコ | メン | 1 |
|---|-----|---|-----|-----|----|----|---|
| ١ | - 1 | , | ,,, | ンン | /- | | |

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 募集期間 | 周知方法 | 対象 | 意見件数 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|---------------------------------|---|-----------------------|----------------------|----|------|--------------------------------|-----------------------|
| 1 | | 森林法に基づく平成28年度から平成 37年度までの森林整備計画のうち、 平成30年度以降の内容を見直すもの | 平成30年2月15日~平成30年3月15日 | HP 担当課閲覧 掲示場掲示 | 町民 | | HP、広報笑顔30.7 縦覧(30.4.2~4.27) | |
| 2 | | 空家等の適正な管理及び活用に向けた対策を総合的に実施するために策 定するもの | 平成30年2月5日~平成30年2月26日 | HP 広報紙 担当課閲覧 | 町民 | | HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧 | 平成30年6月議会にて行 政報告済み |
| 3 | 安平町耐震改修促進計画の策 定 【施設課】 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、安平町の建築物の耐震 診断及び耐震改修の促進を図るため の基本方針を定めるもの | 平成30年3月8日~平成30年3月28日 | HP 広報紙 担当課閲覧 | 町民 | | HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧 | 平成30年6月議会にて行 政報告済み |
| 4 | 安平町住生活基本計画の策定 【施設課】 | 安平町における住生活安定の確保及 び促進を図ることを目的とした住宅施 策の総合的な計画を策定するもの | 平成30年3月27日~平成30年4月16日 | HP 広報紙 担当課閲覧 | 町民 | | HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧 | 平成30年6月議会にて行政報告済み |
| 5 | 安平町公営住宅等長寿命化計 画の見直し 【施設課】 | 社会情勢の変化に対応するため、平成23年度に策定した当該計画の見直 しを行うもの | 平成30年3月27日~平成30年4月16日 | HP 広報紙 担当課閲覧 | 町民 | | HP、広報笑顔30.7 担当課での閲覧 | 平成30年6月議会にて行 政報告済み |

(2)アンケート調査

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施期間 | 実施方法 | 対象 | 回答件数 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|-----------|----|------|------|----|------|---------|----|
| 1 | | | | | | | | |

(3)モニター制度

| M. | 重業々 挺及 バ出 半 細 | #III III | 宝妆期間 | 小草卡注 | 参加 中河 | 音見件数 | は 甲の 八 丰 中 辺 | 培亜 |
|------|-------------------------------------|---------------------|--------------|-------------|---------------|--------------------|--------------|---------|
| INO. | 事表有你及い但目睹 | 10人女 | 天旭 别則 | ンゲカム | \mathcal{O} | 思允什数 | | 1面女 |
| | 7 714 1 1 1 7 7 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 | 17423 | 2 = 2,741.4 | | 2 b .b = | 70 - 7 - 1 - 7 / 7 | | 11 12 1 |
| _ | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

(4)町民説明会

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施日又は実施期間 | 周知方法 | 対象 | 参加状況 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|---------------------------------|-----------------|------------|--------|---------------------------------------|------|--|----|
| 1 | 安平公民館の整備に関する地 域説明会【教育委員会事務局】 | 安平公民館実施設計平面図等説明 | 平成29年5月24日 | 自治会等周知 | 瑞穂・安平第 一・安平第二・ 安平第三・緑丘 自治会ほか | | 28年11月実施説明会で出 された意見・要望等反映し、 実施設計完成。説明会で公 表。 | |

(5)ワークショップ

| | No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施日又は実施期間 | 周知方法 | 対象 | 参加状況 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|---|-----|-----------|----|-----------|------|----|------|---------|----|
| Ī | 1 | | | | | | | | |

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 審議会の名称・開催日 | 第6条第1項の該当、審議内容等 | 結果の公表状況 | ĺ |
|-----|--|---|----------------------------|--|--------------------------|---|
| _ | 安平町子ども・子育て支援事業 計画の見直し 【教育委員会事務局】 | 本計画は、安平町の子ども・子育でを取り 巻く福祉、教育、保健、医療、環境、住宅 などのあらゆる施策を総合的かつ計画的 に推進するための指針とするための計画 で、平成27年4月に策定し、計画期間の中間年となる平成29年度に見直しを行うも の。 | 安平町子ども・子育て会議 平成29年9月25日 | 1号(計画変更)に該当 直近の人口動向説明後、平成30年度及び平成31年度の 「量の見込み」と「確保の内容」について審議し、原案どおり 承認可決した。 | HP、広報笑顔29.10、担 当課での閲覧 | |

| 2 | | 本計画は、安平町のしょうがい福祉に関して、国の定めた基本的な指針に基づき、平成32年度を目標としてサービス基盤整 | 【当事者団体・関係機関ヒアリング】 ①H29.12.13 社会福祉法人富門華会、障害者支援施設 富門華寮、第二富門華寮 ②H29.12.14 安平町手をつなぐ育成会 ③H29.12.20 胆振身体障害者福祉協会安平支部 ④H29.12.25 胆振身体障害者福祉協会安平支部 【審議会】 ①H30.1.30 安平町地域福祉総合検討推進会議 しようがい福祉部会 ②H30.2.27 安平町地域福祉総合検討推進会議 | 無しとし、審議会である安平町地域福祉総合検討推進会議しょう | HP、担当課での閲覧、 広報笑顔30.2及び30.7 掲載 |
|---|--|--|---|--|-------------------------------------|
| 3 | 安平町森林整備計画の変更 【農林課】 | 森林法に基づく平成28年度から平成 37年度までの森林整備計画のうち、 平成30年度以降の内容を見直すもの | 安平町森林整備計画実行管理推進チーム会 議 平成30年2月6日 | 1号(計画策定)に該当 安平町森林整備計画実行管理推進チーム会議において、 平成28年4月から策定した計画について、「コンテナ苗等の 造林に関する事項」の追加等、変更について審議して答申 が行われた。 | HP、窓口縦覧、告示 広報笑顔30.7掲載 |
| 4 | 7期介護保険事業計画の策定 | 介護保険法に基づいて3年を1期と し、介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施に関する計画を定めるも の、また老人福祉法に規定する高齢 者保健福祉計画と一体的に策定 | 安平町地域福祉総合検討推進会議介護保険部会平成30年2月16日安平町地域福祉総合検討推進会議平成30年2月27日 | 1号(計画策定)に該当。 介護保険法の改正に合わせ、平成30~32年度における介 護保険事業計画及び介護保険料の算定基礎となる事業量 を見込み、検討推進会議介護保険部会にて説明し、検討 会議に報告、3月議会にて議決後、北海道へ提出した。 | HP、担当課での閲覧、 広報笑顔30.7掲載 |
| 5 | 安平町道の駅設置条例の制定 【企画財政課】 | 安平町の地域情報発信・交流の拠点、地域の活性化を図るための施設である「道の駅あびらD51ステーション」の管理運営に必要な事項を定める設置条例を制定するもの。 | 安平町行政改革推進委員会 平成30年2月28日 | 3号(権利義務)に該当。 利用承認の要件、利用料金の妥当性、指定管理者制度に よる施設運営について審議し、原案通り承認された。その 後、平成30年3月議会に条例提案した。 | 告示、HP、広報笑顔 30.7掲載 |
| 6 | 農村滞在型余暇活動機能整備計画書(あびらグリーン・ツーリズム推進計画)の策定 【まちづくり推進課】 | の発展、農村における所得回上・就業機会の創出に向けた整備を促進するため、 | 関係団体への意見照会(アンケート調査) JAとまこまい広域、安平町商工会、安平町観 光協会 平成30年3月2日~3月22日 | 1号(計画策定)に該当。 関係団体等に対して意見照会を行い計画内容の補完等の 後、告示、平成30年4月18日付けで北海道への報告を行っ た。 | |

(7)条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

| NI. | 大列第0末第2項可の生田により | | 佐0夕佐11百の計以 | 字抜しわかった理由(冬周等6冬等9項) |
|-----|--|---|-------------------------------|---|
| No. | 名称及び担当課 | 概要 | 第6条第1項の該当・判断日 | 実施しなかった理由(条例第6条第2項) |
| 1 | 安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を 定める条例の一部を改正 【教育委員会事務局】 | 国が定める保育料単価の改定に伴う 利用者負担額を定める条例を改正す るもの。(額の改正) | 5号該当(住民生活影響) 判断日平成29年5月25日 | 第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成29年6月30日(平成29年4月1日から適用) |
| 2 | 安平町税条例の一部改正(29.9 議会提案分) 【税務課】 | 地方税法及び航空機燃料譲与税法 の一部を改正する法律等の改正に伴 う、「控除対象配偶者」の定義変更な ど | 3号該当(権利·義務) 判断日平成29年9月12日 | 第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成31年1月1日(一部31.10.1) |
| 3 | 安平町公民館条例の一部改正 【教育委員会事務局】 | 安平公民館の増築改修整備に伴う、 公民館各室の名称と使用料の一部を 改正するもの。 | | 第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。(今回の改正では、使用の許可要件に係る改正はなく、使用料のみを定めるもの。)なお、教育委員会及び公民館運営審議会には、通常の手続きとして意見を求めている。施行期日:平成30年2月9日 |
| 4 | 安平町税条例の一部改正(30.3 専決処分) 【税務課】 | 一部改正(30.3 地方税法の一部を改正する法律等の 改正に伴う、法人町民税の申告納付、 わがまち特例に係る特例割合の変更 など 判断日平成30年3月30日 | | 第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年4月1日 |
| 5 | | 地方税法施行令の一部改正等に伴 う、賦課限度額及び軽減判定所得の 基礎控除額に加える額の引上げなど | 3号該当(権利·義務) 判断日平成30年3月30日 | 第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日:平成30年4月1日 |